

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 の表中

「

(13)	住民票の閲覧	300円	1人を1件とする。
(14)	個人番号カードの再交付	800円	1枚を1件とする。
(15)	その他の証明	300円	1通を1件とする。

」

を

「

(13)	住民票の閲覧	300円	1人を1件とする。
(14)	その他の証明	300円	1通を1件とする。

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。